児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験について

本表は厚労省告示を元にまとめたものですので、詳細は厚労省告示をご確認下さい。

実務経験の他、告示に定める研修を修了している必要があります。

３１．４

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務範囲 | 業務内容 | 必要年数 |  |
| イ　相談支援の業務 | ①から⑥に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務に従事した期間 | 5年以上イとロの合算可 | イ、ロの期間から※（　準ずる施設等を含む　）の期間を除いた期間が三年以上あること、かつ、イ、ロ、ヘのいずれかの必要年数を満たしていること。 |
| ①　地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者 |
| ②　児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 |
| ③　障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、※老人福祉施設、精神保健福祉センター、※救護施設、※更生施設、※介護老人保健施設、※地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 |
| ④　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 |
| ⑤　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 |
| ⑥　病院又は診療所の従業者又はこれに準ずる者で以下に該当するもの　○　社会福祉主事任用資格を有するもの　○　相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了したもの）　○　へに掲げる資格を有する者　○　①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者 |
| ロ　直接支援の業務 | 　①から⑤に掲げる者であってaからeに該当するものが体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に従事した期間 | aからeに　該当　しない場合８年以上イとの合算不可 |
| 　a　社会福祉主事任用資格を有するもの　b　相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了したもの）　c　保育士　d　児童指導員任用資格者　e　精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 |
| ①　障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、※老人福祉施設、※介護老人保健施設、※病院又は診療所の療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 |  |
| ②　障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、★障害福祉サービス事業、※老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者（★に準ずる事業：移動支援、福祉ホーム、訪問入浴、生活訓練、日中一時支援、盲人ホーム） |
| ③　病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 |
| ④　障害者の雇用の促進等に関する法律による※特例子会社（44条1項）、※助成金受給事業所（49条1項6号）その他これらに準ずる施設の従業者 |
| ⑤　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 |
| へ | 　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、技師装具士、歯科衛生士、言語聴覚師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 | 5年以上 |

※ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。（一月当たり10日以上の実務経験については、月数・日数を合算できます。）

※国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。